

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	訓子府町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.kunneppu.hokkaido.jp/life/hukusihoken/kokuho_iryuu.html

執行機関名 訓子府町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	訓子府町子ども医療費の助成に関する条例(平成16年条例第16号)による子どもに係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		訓子府町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 第1の項 訓子府町子ども医療費の助成に関する条例(平成16年条例第16号)による子どもに係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第1条	訓子府町子ども医療費の助成に関する条例(平成16年6月24日条例第16号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条 この条例は、子ども医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		訓子府町子ども医療費の助成に関する条例(平成16年6月24日条例第16号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	訓子府町子ども医療費の助成に関する条例第4条第2項
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二項第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	訓子府町子ども医療費の助成に関する条例第4条第1項の受給者の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	訓子府町子ども医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る子どもの保護者又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る市町村民税(町税条例(昭和25年条例第8号)第3条第1項第1号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る。))をいう。以下同じ。)に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	訓子府町子ども医療費の助成に関する条例第7条第1項
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二項第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	訓子府町子ども医療費の助成に関する条例第7条第1項の助成の支払に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	訓子府町子ども医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該助成に係る子どもの保護者又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	訓子府町子ども医療費の助成に関する条例第7条第2項
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二項第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	訓子府町子ども医療費の助成に関する条例第7条第2項の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	訓子府町子ども医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る子どもの保護者又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る市町村民税(町税条例(昭和25年条例第8号)第3条第1項第1号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る。))をいう。以下同じ。)に関する情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	訓子府町子ども医療費の助成に関する条例第8条
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二項第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	訓子府町子ども医療費の助成に関する条例第8条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	訓子府町子ども医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該届出に係る子どもの保護者又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	訓子府町子ども医療費の助成に関する条例第11条
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二項第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	訓子府町子ども医療費の助成に関する条例第11条の助成金の返還に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	訓子府町子ども医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該返還に係る子どもの保護者又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
事務6	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	訓子府町子ども医療費の助成に関する条例施行規則第5条第2項

②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二項第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	訓子府町子ども医療費の助成に関する条例施行規則第5条第2項の受給者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
--------	---	---

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	訓子府町子ども医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る子どもの保護者又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る市町村民税(町税条例(昭和25年条例第8号)第3条第1項第1号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る。))をいう。以下同じ。)に関する情報

事務7

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	訓子府町子ども医療費の助成に関する条例施行規則第5条第3項
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二項第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	訓子府町子ども医療費の助成に関する条例施行規則第5条第3項の受給者証の更新に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	訓子府町子ども医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該更新に係る子どもの保護者又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--